

皆さんのご意見を

お寄せください!

秩父市パブリックコメント手続き

秩父市下水道使用料の 改定について

●下水道の現状

下水道事業は、昭和28年に開始以来、整備率は約89%に達しています。下水道使用料は、平成9年に改定して以来、22年間に経過しました。その間、約75km増加した下水道管渠を維持するために、使用料だけでは賄えず、他の会計から多額の補助を受けている状態が続いていることが、最大の課題です。

●使用料の適正化

下水道事業は、整備拡張期から維持管理へと移行しています。今後は、老朽化による維持管理費用や更新費用の増加が考えられます。整備拡張期では、新規利用者の増加や受益者負担金の賦課など財源の増収がありました。人口減少や節約志向の高まりによる使用料収入の減少や負担金収入の減少が見込まれます。

現在の使用料単価は、103.3円/mですが、国が指導する全国平均単価(150円/m)を大

きく下回っており、改善を求められています。

現在、下水道事業審議会にて審議を行っており、料金改正に対する皆さんのご意見を募集します。

公表および意見募集期間

10月21日(月)～11月21日(木)

公表場所

- ・市役所への掲載
- ・市役所1階「情報提供コーナー」、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課、秩父図書館、下水道課で閲覧
- ・意見の提出方法・提出先
- ・下水道課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課窓口へ文書で提出
- ・下水道課へ郵送または☎で提出
- ・何でも投書箱へ投入

下水道事業住民説明会

「秩父市の公共下水道事業を、今後どのようにしたらよいか」などを皆さんと考えていきます。

とき	ところ
10月28日(月)	原谷公民館
10月29日(火)	影森公民館
10月31日(木)	歴史文化 伝承館 2階ホール

※いずれも午後6時30分～8時00分

問 下水道課 ☎25-5218

☎25-5236

〒368-1868 熊木町8-15
gesuido@city.chichibu.lg.jp

消費生活センターからのお知らせ

医療類似行為の手法に よる施術は慎重に!

健康保持や疾病治療目的で、指圧・マッサージ・整体・カイロプラクティックなど手法による医療類似行為が利用されています。

一方、全国の消費生活センターには医療類似行為を受け、危害が発生したという事故情報が寄せられています。

改善されるどころか

疾病が悪化した事例

- ・腰椎を強く押され、左足に痺れを感じた
- ・マッサージ施術後、手が上がらなくなった
- ・施術で擦り傷と皮下出血になった
- ・施術を受けた直後からめまい、吐き気が続いた

手法による医療類似行為のうち、法的な資格制度のあるあん摩マッサージ指圧や柔道整復は国家試験に合格した者のみが業として行うことができ、施術所開設には届出が必要です。

一方、法的な資格制度がない整体・カイロプラクティック・リラクゼーションマッサージなどは、医学的観点か



消費者庁イラスト集より

医学的観点か

ら人体に危害を及ぼす可能性のある施術は禁止されていますが、資格制度がないため施術者の技術水準や施術方法・内容にばらつきがあるといわれています。寄せられた事故情報の内訳としては「神経・脊髄損傷」が最も多く、「擦過傷・挫傷・打撲傷」、「骨折」などの症状があります。

消費者へのアドバイス

消費者が施術者を選ぶ際、有資格者かどうか見分けることは困難です。

持病がある方は、施術を受ける場合は必ず医師に相談しましょう。施術によって症状が悪化する場合があります。

また、施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をきちんと伝えましょう。万が一、施術後に身体の異常を感じたら施設に申し出るとともにただけ医療機関を受診しましょう。

事前に施設の情報を収集し、自分に合った施術を慎重に選びましょう。

なお、施設に自ら出向いて契約した場合、クーリング・オフは適用されません。中途解約、返金などについては約款に則ることにする必要がありますので注意が必要です。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日は休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200

ポテくまのテーマソング「ポテくまマーチ」発売中!

市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所でCD 1枚500円にて販売

